

# 令和7年度 鳥取県会計年度任用職員（医療扶助適正化推進員） 採用試験募集案内

◆鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局孤独・孤立対策課◆

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁本庁舎2階）

電話(0857)26-7144 <https://www.pref.tottori.lg.jp/kodoku-koritsu/>

## 1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	令和7年1月14日（火）～令和7年2月3日（月）必着 ◎持参、郵送どちらでも申込みができます。 ◎郵送の場合は、令和7年2月3日（月）午後5時15分までに到着したもの（期限までに申込先に到着したことが確認できるもの）に限り受け付けます。 ◎持参による場合の受付時間 午前8時30分～午後5時15分 （土・日曜日、祝日は閉庁日のため受け付けておりません。）
試験日時	令和7年2月13日（木）午後2時から ※試験開始時刻は受験者に別途お知らせします。
試験会場	鳥取県庁第13会議室（議会棟3階） ※受付場所は受験者に別途お知らせします。
合格者発表日	令和7年2月20日（木）（予定）

## 2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用 予定者数	職務内容	配属先
医療扶助適正化 推進員	1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>レセプト（診療報酬明細）審査業務</li> <li>生活保護法施行事務監査における福祉事務所に対する指導・助言</li> <li>医療機関への個別指導</li> <li>県嘱託医との協議</li> <li>医療機関、介護機関の指定に関する事務</li> <li>その他生活保護担当の事務補助に関する事務</li> </ul> ※パソコン（ワード・エクセル等）の基本的操作が必要となります。	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 孤独・孤立対策課

## 3 受験資格

- 年齢、性別を問いません。
- 必要な資格、免許等
  - 医療事務に対する知識を有する者で、医療事務資格及び実務経験2年以上ある方
- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - 鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
  - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
  - 地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

## 4 試験内容

試験種目	配点	内容
専門試験	30点	診療報酬及び医療扶助等に関する口頭試験（1人約10分）

人物試験	70点	個別面接による口述試験（1人約15分）
------	-----	---------------------

5 任用期間  
令和7年4月1日～令和8年3月31日（予定）

6 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報酬 日額10,750円 ※採用前の職務歴によっては加算される場合があります。 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までには制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。</p> <p>○期末勤勉手当 期末手当：報酬の月額相当額の2.21月（6月期：1.8105月分、12月期：1.105月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和7年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100） ※県一般職の期末勤勉手当の改定に準じて改定するため、任期途中で改定する場合があります。</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,376円から42,985円までの範囲内で支給します。 ※制度改正があった場合はそれによります。</p>
福 利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険対象 ※加入条件を満たす場合に限りです。
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び勤務時間	1か月17日 午前8時30分から午後5時15分まで ※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始にも振替勤務を指示する場合があります。
任用の期間	従業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります（再度の任用4回まで）。

7 受験申込手続

提出書類等	<p>(1)履歴書 1部 ※市販のJIS規格のものを使用し、顔写真を貼り付けるとともに、①氏名、②生年月日、③年齢、④現住所、⑤電話番号（携帯電話を含む）、⑥職歴、⑦免許・資格は必ず記入してください。</p> <p>(2)医療事務に係る資格証明書の写し 1部 ※郵送による場合、封筒の表に「会計年度任用職員（医療扶助適正化推進員）募集」と朱書きしてください。</p>
申込み先	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局孤独・孤立対策課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁本庁舎2階） 電話(0857)26-7144
その他注意事項	履歴書等の記載内容に虚偽等があると判明したときは受験を無効とし、合格されてもその合格を取り消します。

※車イス等で来場される方は、会場準備の都合がありますので、申込み時にお知らせください。

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめ御承知ください。

## 8 合格者の決定方法

合格者は、専門試験及び人物試験の得点の高い順に決定します。

ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

## 9 合格者の発表

受験者全員に、郵送にて可否の結果を通知します。

## 10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、**受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）**が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等**写真により受験者本人が確認できるもの**を持参してください。

**また、合格者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長3（23cm×12cm）〕を持参してください。**

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の可否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	合格発表日から1月間	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 孤独・孤立対策課 (県庁本庁舎2階)

## 11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻の10分前までに必ず試験会場に来場し受付を終えてください。（遅刻者は受験できません。）
- (2) 受験の際は、本人確認ができるもの（例：運転免許証など）を持参してください。
- (3) 鳥取県庁は敷地内も含めて全面禁煙です。

## 12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き、配属先の決定以外には利用しません。

### 《試験会場案内図》

